≪寄せられたご意見とそれに対する市の考え方≫

意見を求めた案件名	都市計画マスタープラン
公 開 期 間	平成31年1月11日~2月12日
担当部署	建設課

◎意見への反映状況

- A 提出された意見を計画に反映、または一部を反映することとしたもの
- B 提出された意見が既に計画に記述済みのもの又は織り込み済のもの等、 変更をしないこととしたもの
- C 今回の計画には修正又は記述しないが、今後実施又は検討課題とするもの
- D 今回の計画には反映しないこととするもの

【計画全般に関するご意見】

No.	寄せられたご意見	市の考え方	反映状況
1	日本一の言葉の博物館の建設 ①糸魚川は権威ある先生方が認めた「言葉の宝庫」であり、言葉の博物館建設には最適なまちと考える。 ②糸魚川は全国のすべての言葉・標準語・地方の言葉(方言)が使える町・会話を楽しめる町でありたい。 ③滅びゆく地方の言葉(方言)を危惧すると題して函館市で方言サミットが開催されたが糸魚川市でも開催して欲しい。 ④充実した言葉の博物館が完成すれば利用者が多く訪れ、日本人より外国人の方が利用すると考える。 ⑤言葉は不滅である。言葉の力で糸魚川を変える・・地方創生都市糸魚川にしたい。	都市計画マスタープランは、糸魚川市の最上位計画である「第2次糸魚川市総合計画」を受けて、長期的な都市計画分野の方向性を示すものであります。お寄せ頂いたご意見は非常に個別具体的な内容であることから、本計画に記載する性格のものではないと考えております。なお、現時点において新たな博物館を建設する計画はありません。	D
2	日本一の物産館(日本館・国際館)の建設 ①物産館はショッピングモール方式で建設 する。 ②現在のショッピング形式は、テレビショッ ピング、カタログ販売(車内・機内)に変化し ている。物産館はスピーチショッピングとす る。 ③全国の言葉、標準語、地方の言葉(方 言)を楽しむ町、世界の言葉に出会う町、ま た外国語の実践できる町・糸魚川にする。	都市計画マスタープランは、糸魚川市の最上位計画である「第2次糸魚川市総合計画」を受けて、長期的な都市計画分野の方向性を示すものであります。お寄せ頂いたご意見は非常に個別具体的な内容であることから、本計画に記載する性格のものではないと考えております。なお、現時点において物産館を建設する計画はありません。	D

No.	寄せられたご意見	市の考え方	反映状況
3	日本一の国際診療所の建設 ①最高の診療と、最高の診察を受診できる診療所にする。 ②最先端の医療機器を備え最高の検診をする診療所にする。 ③高度な技術を持つ医療機関(専門医)と提携する。 ④世界の富裕者の人たちが診察を受けに糸魚川へ押しかけてくる。 ⑤言葉の障害・弊害の懸念のない充実した医療のオペレーションセンターがあれば心配ない。	都市計画マスタープランは、糸魚川市の最上位計画である「第2次糸魚川市総合計画」を受けて、長期的な都市計画分野の方向性を示すものであります。お寄せ頂いたご意見は非常に個別具体的な内容であることから、本計画に記載する性格のものではないと考えております。なお、現時点において国際診療所を建設する計画はありませんが、今後とも地域に必要な医療サービスの提供が行われるための取り組みを進めてまいります。	D
4	言葉の博物館を中心に、物産館、診療所と 一体の開発とする。 フォッサマグナミュージアムー帯の山林を開発、交通体系は国道148号を整備する。 建設地の規模 75,000坪 建築面積 言葉の博物館 200坪 物産館 13,000坪 国際診療所 1,800坪 開発予算 200億	上記のとおり、現時点において博物館、物 産館、国際診療所を建設する計画はあり ません。	D

【第2章 都市の将来像に関するご意見】

No.	寄せられたご意見	市の考え方	反映状況
5	「目標2」の文中に防災対策の記載があるが、近年多発・激甚化する自然災害に豪雨による災害も見られていることから、豪雨災害に関する記載を追加する。	ご指摘を踏まえ、豪雨災害に関する記述を追加します。	А
6	「将来都市構造図」に機能強化を図る姫川港を記載する。また、姫川港の機能を勘案すると、海外だけではなく国内との連携もあることから、「国内・海外」と記載する。	ご指摘を踏まえ、姫川港を記載し、「国内・海外」と修正します。	А

【第3章 都市整備の方針に関するご意見】

No.	寄せられたご意見	市の考え方	反映状況
7	「3-1道路・交通体系の整備方針」の「(1)基本的な考え方」の文中に「糸魚川市公共施設等総合管理指針を踏まえ」とあるが、市管理施設のみ対象としているような印象を受けるため、「国や県などと連携を図りながら」などの表現を追加する。	ご指摘を踏まえ、国・県との連携に関する 記述を追加します。	А

No.	寄せられたご意見	市の考え方	反映状況
8	「3-2公園緑地の整備方針」の「(2)整備方針 2)海辺・川辺の軸」の文中に「適切な維持管理や河川改修等の計画的な整備を促進し」とあるが、河川改修等の計画は未確定の部分もあることから、「河川改修等の計画的な」という表現を削除する。	ご指摘を踏まえ、表現を修正します。	А
9	「6-2整備方針」の「(2)地震・津波対策の強化」の文中に「県道上町屋釜沢糸魚川線」とあるが、第2次緊急輸送道路の代表路線としては、北陸自動車道に直接アクセスしている「主要地方道能生インター線」とする。	ご指摘を踏まえ、直接北陸自動車道にア クセスしている主要地方道能生インター線 に修正します。	А
10	「6-2整備方針」の「(3)水害、土砂災害、雪害対策の強化」の文中に「河川改修等の計画的な整備を促進する」とあるが、河川改修等の計画は未確定の部分もあることから、「河川施設の整備を促進する」という表現に変更する。	ご指摘を踏まえ、表現を修正します。	А
11	「6-2整備方針」の「(3)水害、土砂災害、雪害対策の強化」の中で、近年の土砂災害被害を防止する観点から、土砂災害対策の記載に、「土砂災害特別警戒区域等への立地抑制」といった内容を追加する。	等への立地抑制に関する表現を追加しま	А